

(6) 養護教諭又は栄養教諭の上級免許状を取得する方法

ア 養護教諭一種免許状→養護教諭専修免許状

養護教諭一種免許状を有する者が、養護教諭専修免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。(別表第6)

基礎資格	在職年数及び単位数	最低在職年数	最低修得単位数
			養護又は教職に関する科目
養護教諭一種免許状を有する者		3	15

備考

- 1 最低在職年数とは、養護教諭一種免許状を取得した後に、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した年数である。
- 2 最低修得単位数は、養護教諭一種免許状を取得した後に、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

## イ 養護教諭二種免許状→養護教諭一種免許状

養護教諭二種免許状を有する者が、養護教諭一種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。(別表第6)

在職年数及び単位数  基礎資格		最低在職年数	最低修得単位数						
			養護に関する科目	教職に関する科目			計	養護又は教職に関する科目	合計
				第三欄	第四欄				
				教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			
養護教諭二種免許状を有する者	ア	1	4	1以上	1以上	3		10	
	イ	1	4	1以上	1以上	3	2	10	
	ウ	3	8	2以上	2科目3以上	6	2	20	
		4	7	2以上	2以上	5	1	15	
		5	5	1以上	1以上	4	1	10	

### 備 考

- 1 基礎資格のアは、「保健師助産師看護師法第7条に規定する保健師免許証を有する者」であり、イは、「大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者若しくは大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者」であり、ウは、ア又はイ以外の者である。
- 2 在職年数とは、養護教諭二種免許状を取得した後に、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として 良好な成績で勤務した年数である。
- 3 最低修得単位数は、養護教諭二種免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 4 「養護に関する科目」は、下表に示すところにより修得しなければならない。

基礎資格及び最低在職年数		最低修得単位数									
		養護に関する科目									
		衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	学校保健	養護概説	栄養学(食品学を含む。)	健康相談活動の理論及び方法	解剖学及び生理学	「微生物学、免疫学、薬理概説」	精神保健	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	計
ア	1	1	1	1	1						4
イ	1	1	1	1	1						4
ウ	3	2	2	2	2					8	
	4	2	2	2	1						7
	5	1以上	1以上	1以上	1以上						5

5 「教職に関する科目」に含めることが必要な事項は以下のとおりであるが、1以上の事項の単位修得で足りる。

教職に関する科目		各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法
		道徳及び特別活動の指導法
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)
第四欄	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法

6 「養護又は教職に関する科目」は、「養護に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち、1以上の科目について単位を修得するものとする。

ウ 養護助教諭免許状→養護教諭二種免許状

養護助教諭免許状を有する者が、養護教諭二種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。(別表第6)

基礎資格		在職年数及び 単位数	最低 在職年数	最低修得単位数								
				養護に 関する 科目	教職に関する科目					養護 又は 教職に 関する 科目	合計	
					第三欄	第四欄		第六欄	第二欄			計
						教育の基 礎理論に 関する科 目	教育課程 及び指導 法に関する 科目					
養護助教諭免許状を有する者又は養護職員	高等学校卒業以上	ア	0	4	1	1	1		3		10	
		イ	3	4	1	1	1		3		10	
		ウ	3	4	1	1	1		3		10	
	エ		6	14	2	2	2	2	8	2	30	
			7	12	2	2	2	1	7	2	25	
			8	9	2	2科目で3		1	6	2	20	
			9	7	2	2		1	5	1	15	
		10	5	2	2			4	1	10		
	上記以外	オ	3	4	1	1	1		3		10	
		カ		6	14	2	2	2	2	8	2	30
			7	12	2	2	2	1	7	2	25	
			8	9	2	2科目で3		1	6	2	20	
			9	7	2	2		1	5	1	15	
			10	5	2	2			4	1	10	

備考

1 基礎資格のア～カは以下のとおり。

ア 保健師助産師看護師法（以下、この号において「法」という。）第7条に規定する看護師免許証を有する者

イ 准看護師免許証を有する者

ウ 法第53条に規定する看護師免許証を有する者

エ ア～ウ以外の者

オ 保健師免許証及び法第53条に規定する看護師免許証を有する者

カ 准看護師免許証、法第51条に規定する保健師免許証又は看護師免許証を有する者

2 在職年数とは、養護助教諭免許状を取得した後に、又は養護職員として発令を受けた後に養護助教諭として良好な成績で勤務した年数である。

3 最低修得単位数は、養護助教諭免許状を取得した後又は養護教員として発令を受けた後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。

4 「養護に関する科目」は、下表に示すところにより修得しなければならない。

基礎資格及び最低在職年数		最低修得単位数									計
		養護に関する科目									
		衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	学校保健	養護概説	栄養学(食品学を含む。)	健康相談活動の理論及び方法	解剖学及び生理学	「微生物学、免疫学、薬理概説」	精神保健	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	
ア	0	1	1	1	1						4
イ	3	1	1	1	1						4
ウ	3	1	1	1	1						4
エ	6	2	1	1	2	4科目で8				14	
	7	2	1	1	2	3科目で6				12	
	8	2	1	1	2	2科目で3				9	
	9	2	1	1	2科目で3				7		
	10	2	1	1	1				5		
オ	3	1	1	1	1						4
カ	6	2	1	1	2						14
	7	2	1	1	2						12
	8	2	1	1	2						9
	9	2	1	1	1						7
	10	2	1	1	1						5

5 「教職に関する科目」に含めることが必要な事項は以下のとおりであるが、1以上の事項の単位修得で足りる。

教職に関する科目		各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法
		道徳及び特別活動の指導法
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)
第六欄	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
第二欄	教職実践演習	
第二欄	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)
		進路選択に資する各種の機会の提供等

6 「養護又は教職に関する科目」は、「養護に関する科目」又は「教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち、1以上の科目について単位を修得するものとする。

エ 栄養教諭一種免許状→栄養教諭専修免許状

栄養教諭一種免許状を有する者が、栄養教諭専修免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。(別表第6の2)

基礎資格	在職年数及び単位数	最低在職年数	最低修得単位数
			栄養に係る教育又は教職に関する科目
	栄養教諭一種免許状を有する者	3	15

備考

- 1 最低在職年数とは、栄養教諭一種免許状を取得した後に、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として良好な成績で勤務した年数である。
- 2 最低修得単位数は、栄養教諭一種免許状を取得した後に、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

オ 栄養教諭二種免許状→栄養教諭一種免許状

栄養教諭二種免許状を有する者が、栄養教諭一種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表に定めるところにより、在職年数を満たし、単位を修得しなければなりません。（別表第6の2）

在職年数 及び 単位数		最低 在職 年数	最低修得単位数						
			管理栄養士学校指 定規則別 表第1に 掲げる教育 内容に係る科目	栄養に係 る教育に 関する科 目	教職に関する科目			計	合計
					第三欄	第四欄			
基礎資格				教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			
栄養教諭二種免許状を有する者	ア	1	0	2	2以上	2科目3以上		6	8
	イ	3	32	2	2以上	2科目3以上		6	40
		4	27	2	2以上	2科目3以上		6	35
		5	22	2	2以上	2科目3以上		6	30
		6	17	2	2以上	2科目3以上		6	25
		7	12	2	2以上	2科目3以上		6	20
		8	7	2	2以上	2科目3以上		6	15
		9	2	2	2以上	2科目3以上		6	10

備 考

- 基礎資格のアは管理栄養師免許証を有する者、イはそれ以外の者である。
- 最低在職年数とは、栄養教諭二種免許状を取得した後に、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として良好な成績で勤務した年数である。
- 基礎資格のアの最低在職年数欄の「1年」に「1年未満の期間」を含むことができる。
- 最低修得単位数は、栄養教諭二種免許状を取得した後に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 「栄養に係る教育に関する科目」は、栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含むものとする。
- 「教職に関する科目」に含めることが必要な事項は以下のとおりであるが、1以上の事項の単位修得で足りる。

教職に関する科目		各科目に含めることが必要な事項
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法
		道徳及び特別活動の指導法
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)
	生徒指導及び教育相談に関する科目	生徒指導の理論及び方法
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		